



# 北海道建設部土木工事共通仕様書

Ⅱ 土木工事施工管理基準

Ⅲ 付表

令和7年10月版

北海道建設部

#### 使用に当たって

1. 本書は、北海道建設部及び建設管理部が施行する土木事業に適用する。
2. 本書は、令和7年10月1日以後に入札する請負工事から適用する。

# 総 目 次

## I 土木工事共通仕様書（本文）

第1編 共通編	I-1-1-1
第2編 河川編	I-2-1-1
第3編 海岸編	I-3-1-1
第4編 砂防編	I-4-1-1
第5編 道路編	I-5-1-1
第6編 漁港編	I-6-1-1
第7編 下水道編	I-7-1-1
第8編 公園緑地編	I-8-1-1

## II 土木工事施工管理基準

1 施工管理一般	II-1-2
2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）	II-2-1
3 品質管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）	II-3-1
4 出来形管理基準（漁港）	II-4-1
5 品質管理基準（漁港）	II-5-1
6 施工管理基準（下水道）	II-6-1
7 出来形管理基準（公園緑地）	II-7-1
8 品質管理基準（公園緑地）	II-8-1
9 写真管理基準	II-9-1

## III 付 表

1 道路工事に伴う道路標識の設置基準等	III-1-2
2 河川工事等に伴う工事標識の設置基準	III-2-1
3 道路関係工事出来形総括図作成要領	III-3-1
4 試験方法	III-4-1
5 コンクリートの耐久性向上対策	III-5-1
6 地点標設置工事作業要領	III-6-1
7 薬液注入工法	III-7-1
8 適正なダンプ番号の表示について	III-8-1
9 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）	III-9-1
10 水路業務法第19条第1項に基づく通報について	III-10-1
11 管理データ様式（様式-1～様式-71ほか）	III-11-1

## II 土木工事施工管理基準

### 目 次

	II 一章一頁
1 施工管理一般 .....	II-1-2
2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路） .....	II-2-1
3 品質管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路） .....	II-3-1
4 出来形管理基準（漁港） .....	II-4-1
5 品質管理基準（漁港） .....	II-5-1
6 施工管理基準（下水道） .....	II-6-1
7 出来形管理基準（公園緑地） .....	II-7-1
8 品質管理基準（公園緑地） .....	II-8-1
9 写真管理基準 .....	II-9-1

# 1 施工管理一般

# 1 施工管理一般

## 目 次

1	施工管理一般	
1-1	一般	Ⅱ-1-4
1-2	目的	Ⅱ-1-4
1-3	適用	Ⅱ-1-4
1-4	構成	Ⅱ-1-4
1-5	管理の実施	Ⅱ-1-4
1-6	管理項目及び方法	Ⅱ-1-5
1-7	規格値	Ⅱ-1-6
1-8	工事写真	Ⅱ-1-6
1-9	履行報告	Ⅱ-1-6
1-10	情報化施工	Ⅱ-1-8
1-11	3次元データによる出来形管理	Ⅱ-1-8
1-12	施工箇所が点在する工事について	Ⅱ-1-8

# 1 施工管理一般

## 1-1 一般

この土木工事施工管理基準（以下「基準」という。）は、I 土木工事共通仕様書（本文）1-1-1-29 施工管理 に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1-2 目的

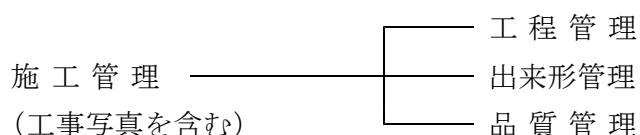
この基準は土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 1-3 適用

この基準は、北海道建設部が所管（建設管理部が発注）する土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、漁港工事、下水道工事、公園緑地工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。)) について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

## 1-4 構成



## 1-5 管理の実施

1. 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
2. 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
3. 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
4. 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 1-6 管理項目及び方法

### 1. 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急工事又は維持工事等の当初計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### 2. 出来形管理

(1) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、実測し、設計値と実測値を対比して、記録した出来形表・出来形図を作成し管理するものとする。

なお、道路関係工事（道路、街路及び道路災害復旧工事をいう。ただし、簡易な維持工事を除く。）については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 道路関係工事出来形総括図作成要領 に基づき、出来形総括図を作成するものとする。

(2) 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）1-5-5-3 鉄筋の組立でいう重要構造物とは、函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工とする。

(3) 出来形管理の結果については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ 土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

(4) 測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

### 3. 品質管理

(1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラムなど）を作成するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

(2) この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種ア、イの条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、使用する材料や現場条件等が該当する場合に実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施するものとする。

ア 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000㎡以下のもの）

イ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100 t未満のもの）

(3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを越えるもの）については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

(4) 品質管理の結果については、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。

なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅱ 土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。

また、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 11. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

## 1-7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「○個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない・・・」等の記述がある場合には、これによるものとする。

## 1-8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 1-9 履行報告

1. 履行報告については、受注者から提出される工事工程表（標準様式第23号）及び施工計画書に記載されている計画工程表、次頁に示す履行報告書によること。
2. 受注者は、履行報告（予定）について、完成月までの予定工程を履行報告書に記載し、工事監督員に、履行報告（実績）の初回報告時に提出すること。
3. 受注者は、履行報告（実績）について、履行報告書に実施工程を記入し、工事監督員に、毎月提出すること。
4. 履行報告書は、工事施工協議簿に添付する等して提出することとする。
5. 受注者は、施工計画書に記載されている計画工程表と実施工程が大きく変更となる場合、実施工程表等を工事監督員に提出すること。なお、提出様式については任意とする。
6. 上記1～5によりがたい場合は、履行報告の方法について、工事監督員と受注者で協議して決定することとする。

## 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日	から	年 月 日
日 付	年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者等

(作成上の注意)

- 1 報告は、原則毎月とし、工事監督員へ提出すること。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

## 1-10 情報化施工

10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、北海道建設部の「建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針」及び「情報化施工の実施方針」の最新版により、3次元計測技術を用いることを原則とする。

〔注〕 10,000m<sup>3</sup>以上の土工とは、土の移動量の計が10,000m<sup>3</sup>以上のものとする。

例：掘削土量5,000m<sup>3</sup>、盛土土量5,000m<sup>3</sup>の工事は10,000m<sup>3</sup>と数える。

## 1-11 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

## 1-12 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

### 目 次

#### 第1編 共通編

#### 3章 一般施工

#### 3節 共通の工種

矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕・法枠工	Ⅱ-2-11
吹付工	Ⅱ-2-12
植生工	Ⅱ-2-13
縁石工・小型標識工	Ⅱ-2-14
防止柵工・路側防護柵工	Ⅱ-2-15
区画線工・道路付属物工	Ⅱ-2-16
桁製作工	Ⅱ-2-17
工場塗装工	Ⅱ-2-22
コンクリート面塗装工	Ⅱ-2-23

#### 4節 基礎工

一般事項・法留基礎工	Ⅱ-2-23
既製杭工・場所打杭工・深礎工	Ⅱ-2-24
オープンケーソン基礎工・ニューマチックケーソン基礎工・鋼管矢板基礎工	Ⅱ-2-25

#### 5節 石・ブロック積(張)工

コンクリートブロック工	Ⅱ-2-26
緑化ブロック工・石積(張)工	Ⅱ-2-27

#### 6節 一般舗装工

アスファルト舗装工	Ⅱ-2-28
コンクリート舗装工	Ⅱ-2-32
薄層カー舗装工・歩道路盤工・路肩舗装路盤工・取付道路舗装路盤工	
歩道舗装工・路肩舗装工・取付道路舗装工	Ⅱ-2-40

7節	地盤改良工	
	路床安定処理工・置換工・表層安定処理工	Ⅱ-2-41
	パイルネット工	Ⅱ-2-43
	バーチカルドレーン工・締固め改良工・固結工	Ⅱ-2-44
10節	仮設工	
	土留・仮締切工	Ⅱ-2-46
	地中連続壁工	Ⅱ-2-47
4章 土工		
3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
	掘削工	Ⅱ-2-48
	盛土工	Ⅱ-2-49
	築堤・盛土補強工	Ⅱ-2-50
	整形仕上げ工・天端敷砂利工	Ⅱ-2-51
4節	道路土工	
	掘削工	Ⅱ-2-52
	盛土工・路床仕上げ工	Ⅱ-2-53
	整形仕上げ工・凍上抑制層	Ⅱ-2-54
5章 無筋鉄筋コンクリート		
5節	鉄筋	
	鉄筋の組立	Ⅱ-2-54
第2編 河川編		
1章 築堤・護岸		
3節	護岸工	
	多自然型護岸工・笠コンクリート工・護岸附属物工	Ⅱ-2-55
	覆土工	Ⅱ-2-56
	プレキャスト擁壁工・場所打擁壁工	Ⅱ-2-57
4節	根固め工	
	根固めブロック工	Ⅱ-2-58
	沈床工・捨石工	Ⅱ-2-59
5節	水制工	
	杭出し水制工	Ⅱ-2-59
8節	附帯道路工	
	側溝工・集水柵工	Ⅱ-2-60
2章 浚渫（河川）		
2節	ポンプ浚渫船浚渫工	
	浚渫船運転工	Ⅱ-2-60

3節・4節	浚渫工	
	浚渫船運転工（グラブ浚渫船・バックホウ浚渫船）	Ⅱ-2-61
3章	樋門・樋管	
4節	樋門・樋管工	
	函渠工	Ⅱ-2-61
	翼壁工・水叩工	Ⅱ-2-62
5節	水路工	
	柵渠工	Ⅱ-2-62
	暗渠工	Ⅱ-2-63
6節	付属物設置工	
	階段工	Ⅱ-2-63
4章	水門	
3節	水門工	
	水門	Ⅱ-2-63
5章	堰	
4節	可動堰本体工	
	床版工・堰柱工・門柱工・ゲート操作台工・水叩工・閘門工・土砂吐工	Ⅱ-2-63
	取付擁壁工	Ⅱ-2-64
5節	固定堰本体工	
	堰本体工・水叩工・土砂吐工・取付擁壁工	Ⅱ-2-64
6節	魚道工	
	魚道本体工	Ⅱ-2-64
7節	管理橋下部工	
	管理橋橋台工	Ⅱ-2-64
8節	鋼管理橋上部工	
	管理橋上部工	Ⅱ-2-64
6章	排水機場	
3節	機場本体工	
	本体工・燃料貯油槽工	Ⅱ-2-65
4節	沈砂池工	
	コンクリート擁壁工・コンクリート床版工	Ⅱ-2-65
	ブロック床版工・現場打水路工	Ⅱ-2-66
5節	吐出水槽工	
	本体工	Ⅱ-2-66

7章 床止め	
3節 床止め工	
本土工	Ⅱ-2-66
取付擁壁工・水叩工	Ⅱ-2-67

8章 河川維持	
6節 植栽維持工	
樹木・芝生管理工	Ⅱ-2-67
8節 管理用通路補修工	
天端補修工・排水構造物補修工・防護柵補修工	Ⅱ-2-68
9節 現場塗装工	
付属物塗装工	Ⅱ-2-68

9章 河川修繕	
3節 腹付工	
覆土工	Ⅱ-2-69
4節 側帯工	
縁切工	Ⅱ-2-69
6節 管理用通路修繕工	
道路付属施設修繕工	Ⅱ-2-69

### 第3編 海岸編

1章 堤防・護岸	
3節 堤防基礎工	
捨石工・場所打コンクリート工・笠コンクリート工	Ⅱ-2-70
4節 表法被覆工	
捨石張り工・海岸ブロック工	Ⅱ-2-71
コンクリート被覆工・場所打擁壁工	Ⅱ-2-72
5節 天端被覆工	
コンクリート被覆工・アスファルト被覆工	Ⅱ-2-72
6節 波返工	
波返工	Ⅱ-2-73
7節 裏法被覆工	
コンクリート被覆工・アスファルト被覆工	Ⅱ-2-73
8節 根固め工	
捨石工	Ⅱ-2-73
根固めブロック工	Ⅱ-2-74
2章 突堤・人工岬	
3節 突堤基礎工	
捨石工・洗掘防止工	Ⅱ-2-74

4 節	突堤堤体工	
	捨石工	Ⅱ-2-74
	海岸ブロック工・石砕工・場所打コンクリート工	Ⅱ-2-75
	ケーソン工	Ⅱ-2-76
	セルラー工	Ⅱ-2-77
5 節	消波工	
	捨石工・消波ブロック工	Ⅱ-2-78
4 章	浚渫（海岸）	
2 節	ポンプ浚渫船浚渫工	
	浚渫船運転工	Ⅱ-2-79
3 節	グラブ船浚渫工	
	浚渫船運転工	Ⅱ-2-79
5 章	養浜	
1 節	養浜	
	養浜	Ⅱ-2-79
第 4 編	砂防編	
1 章	砂防堰堤	
3 節	工場製作工	
	鋼製堰堤仮設材製作工	Ⅱ-2-80
4 節	コンクリート堰堤工	
	本堰堤工・副堰堤工・側壁工・水叩工	Ⅱ-2-80
5 節	鋼製堰堤工	
	鋼製堰堤本体工・鋼製側壁工	Ⅱ-2-81
	コンクリート側壁工・水叩工・現場塗装工	Ⅱ-2-82
6 節	護床工・護岸工	
	根固めブロック工・沈床工	Ⅱ-2-82
	かご工	Ⅱ-2-83
8 節	付属物設置工	
	点検施設工	Ⅱ-2-83
2 章	溪流保全	
3 節	護岸工	
	コンクリートブロック工・多自然型護岸工	Ⅱ-2-83
	護岸付属物工	Ⅱ-2-84
4 節	床固め工	
	床固め本体工・垂直壁工・側壁工・水叩工・魚道工	Ⅱ-2-84
7 節	護床工・根固め工	

	根固めブロック工・捨石工・かご工	II-2-85
3章 地すべり・急傾斜対策		
3節	地下水排除工	
	集水井工・集排水ボーリング工	II-2-86
4節	水路工	
	排水路工・明暗渠工・暗渠工	II-2-87
	集水榭工	II-2-88
5節	抑止杭工	
	合成杭工	II-2-88
6節	抑止アンカー工	
	抑止アンカー工・PC法枠工	II-2-88
8節	擁壁工	
	場所打擁壁工	II-2-88
	プレキャスト擁壁工・補強土壁工・井桁ブロック工・小型擁壁工	II-2-89
	落石防護柵工	II-2-90
9節	地下水遮断工	
	場所打擁壁工・小型擁壁工	II-2-90
第5編 道路編		
1章 道路改良		
3節	工場製作工	
	遮音壁支柱製作工	II-2-91
4節	法面工	
	吹付工・アンカー工・PC法枠工・かご工	II-2-91
5節	擁壁工	
	場所打擁壁工・プレキャスト擁壁工	II-2-92
	補強土壁工・井桁ブロック工	II-2-93
	小型擁壁工	II-2-94
6節	カルバート工	
	場所打カルバート工・プレキャストカルバート工	II-2-94
7節	排水工	
	側溝工・地下排水工・縦断管渠工・榭・マンホール工	II-2-95
	現場打水路工	II-2-96
8節	落石雪害防止工	
	落石防護網工・落石防護柵工・防雪柵工	II-2-96
	雪崩予防柵工	II-2-97
10節	標識工	
	大型標識工	II-2-97

11節	道路付属施設工	
	組立歩道工・ケーブル配管工	Ⅱ-2-98
	照明工	Ⅱ-2-99
12節	遮音壁工	
	遮音壁基礎工・遮音壁本体工	Ⅱ-2-99
2章 舗装		
5節	舗装工	
	ブロック舗装工・半たわみ性舗装工・排水性舗装工・グースアスファルト舗装工	Ⅱ-2-100
6節	排水工	
	柵・マンホール工・排水性舗装用路肩排水工	Ⅱ-2-100
3章 橋梁下部		
3節	工場製作工	
	刃口金物製作工・鋼製橋脚製作工	Ⅱ-2-101
	アンカーフレーム製作工・仮設材製作工	Ⅱ-2-102
4節	橋台工	
	躯体工	Ⅱ-2-103
5節	R C 橋脚工	
	R C 躯体工	Ⅱ-2-104
6節	鋼製橋脚工	
	橋脚フーチング工・橋脚架設工	Ⅱ-2-106
	現場継手工・現場塗装工	Ⅱ-2-107
7節	護岸工	
	護岸付属物工	Ⅱ-2-107
	覆土工	Ⅱ-2-108
4章 鋼橋上部		
3節	工場製作工	
	検査路製作工・鋼製伸縮継手製作工	Ⅱ-2-108
	落橋防止装置製作工・鋼製排水管製作工・橋梁用防護柵製作工	
	・橋梁用高欄製作工	Ⅱ-2-109
	横断歩道橋製作工	Ⅱ-2-110
	鋳造工	Ⅱ-2-114
	アンカーフレーム製作工・仮設材製作工	Ⅱ-2-117
4節	鋼橋架設工	
	クレーン架設工・ケーブルクレーン架設工・ケーブルエレクション架設工	
	・架設桁架設工・送出し架設工・トラベラークレーン架設工・現場継手工	Ⅱ-2-118

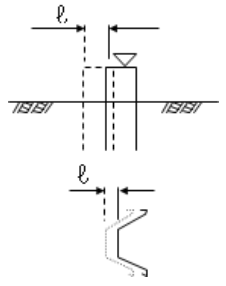
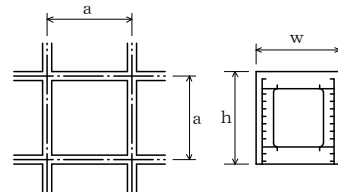
5 節	橋梁現場塗装工	
	現場塗装工	Ⅱ-2-118
6 節	床版工	
	床版工	Ⅱ-2-119
7 節	支承工	
	支承工	Ⅱ-2-119
8 節	橋梁付属物工	
	伸縮装置工	Ⅱ-2-121
	落橋防止装置工・地覆工・橋梁用防護柵工・橋梁用高欄工	Ⅱ-2-122
	検査路工	Ⅱ-2-123
9 節	橋梁付属物工	
	橋面防水工（シート系）	Ⅱ-2-123
10 節	道路付属施設工	
	踏掛版工	Ⅱ-2-123
11 節	歩道橋本体工	
	橋脚フーチング工・歩道橋架設工・現場塗装工	Ⅱ-2-124
5 章 コンクリート橋上部		
3 節	工場製作工	
	プレビーム用桁製作工	Ⅱ-2-125
4 節	コンクリート主桁製作工	
	プレテンション桁購入工	Ⅱ-2-125
	ポストテンションT(I)桁製作工・プレキャストブロック桁組立工	Ⅱ-2-126
	プレビーム桁製作工・PCホロースラブ製作工・RC場所打ホロースラブ製作工・PC版桁製作工・PC箱桁製作工・PC片持箱桁製作工	Ⅱ-2-127
	PC押出し箱桁製作工	Ⅱ-2-128
5 節	コンクリート橋架設工	
	クレーン架設工・架設桁架設工・架設支保工・片持架設工・押出し架設工	Ⅱ-2-128
6 節	床版・横組工	
	床版・横組工	Ⅱ-2-129
7 節	支承工	
	支承工	Ⅱ-2-129
8 節	橋梁付属物工	
	伸縮装置工	Ⅱ-2-130
6 章 トンネル（NATM）		
4 節	支保工	
	吹付工・ロックボルト工	Ⅱ-2-131

5節	覆工	
	覆工コンクリート工・側壁コンクリート工・床版コンクリート工	… II-2-132
6節	インバート工	
	インバート本体工	… II-2-133
7節	坑内附帯工	
	地下排水工	… II-2-133
8節	坑門工	
	坑門本体工・明り巻工	… II-2-134
10章 共同溝		
5節	現場打ち構築工	
	現場打ち躯体工・カラー継手工・防水工	… II-2-135
6節	プレキャスト構築工	
	プレキャスト躯体工	… II-2-136
11章 電線共同溝		
3節	電線共同溝工	
	管路工	… II-2-136
	プレキャストボックス工・現場打ちボックス工	… II-2-137
4節	附帯設備工	
	ハンドホール工	… II-2-137
13章 道路修繕		
3節	工場製作工	
	桁補強材製作工	… II-2-138
4節	舗装修繕工	
	路面切削工	… II-2-139
	舗装打換え工	… II-2-140
	オーバーレイ工	… II-2-141
	路上再生路盤工・路上表層再生工	… II-2-144
	歩道舗装修繕工・プレキャストRC舗装版工	… II-2-145
5節	道路構造物修繕工	
	排水構造物修繕工	… II-2-145
6節	橋梁修繕工	
	鋼桁補強工・伸縮継手修繕工	… II-2-146
	支承修繕工	… II-2-147

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

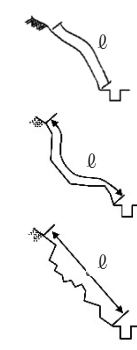
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 (指定仮設・任意 仮設は除く)  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 $l$	100	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 $l$	$l < 10m$	-100
							$l \geq 10m$	-200
						幅	$w$	-30
						高  さ	$h$	-30
						枠中心間隔	$a$	$\pm 100$
						延 長	$L$	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 $l$	$l < 10m$	-100
							$l \geq 10m$	-200
						延 長	$L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		<p>指定仮設は、1-3-10-5 による。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長 100m につき 1ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		<p>曲線部は設計図書による</p>
1 施工箇所毎		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
1 施工箇所毎		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$l < 3 \text{ m}$	-50	
						法長 $l$	$l \geq 3 \text{ m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上								
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

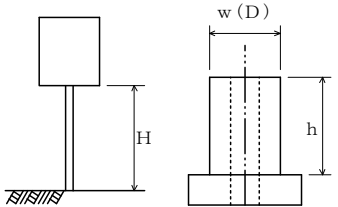
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
							ℓ ≥ 5 m	法長の-2%
					延 長 L	-200		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%
						厚 さ t	t < 5 cm	-10
							t ≥ 5 cm	-20
								但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。
			延 長 L	-200				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
<p>施工面積 200 m<sup>2</sup>につき 1ヶ所、面積 200 m<sup>2</sup>以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所／1基 基礎 1基毎		
		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

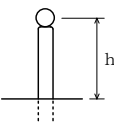
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						パイプ取付高 H		+30 -20
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						ビーム取付高 H		+30 -20
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							延 長 L	-100
						ケーブル取付高 H		+30 -20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 ヶ所 / 1 基礎毎</p> <p>1 ヶ所 / 1 施工箇所</p>		<p>※ワイヤロープ式防護柵にも適用する</p>

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

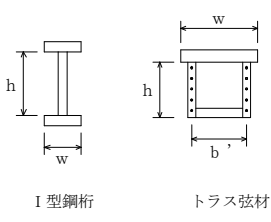
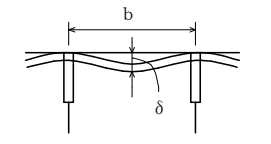
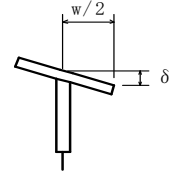
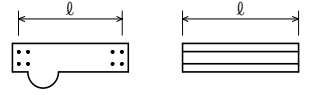
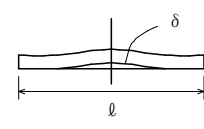
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値以上
						路面表示 幅 長さ	+10、-5 -100
						文字矢印の寸法	±50
						幅	+20、-5
						長さ (破線の塗布長)  長さ (破線の間隔)	個々の測定値 ±200 かつ L ≥ 設計値  個々の測定値 ±200 かつ 0 ≤ 設計値
	車線幅員 (1車線の幅)	+75~0					
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導標)	基礎 幅 w1, w2	-30
						基礎 高 さ h	-30
						設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1ヶ所測定する。		出来形管理 書類として、 施工箇所な どを記入し た路線図、平 面図及びそ 他の調書を 提出するこ と
路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、 各部の寸法を測定する。		
施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(車 線境界線、外測線は上下線とも測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間 で個々に測定し、破線の平均値をL、間 隔の平均値を0とする。	
直線部： 施工区間延長10km毎に1箇所測定し最 低3ヶ所とする。ただし、施工区間延長 が2km以下の場合は1箇所とする。(上 下線とも測定)  曲線部： 曲線毎に1箇所(上下線とも測定) ※車線幅員の拡幅量に留意すること。	※舗装工事の新設、改築、維持などの工 事に適用  ※区画線維持工事については工事監督 員と協議のこと。	
1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
基礎1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型 標識工 に準ずる。	
1ヶ所/1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型 標識工 に準ずる。	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) ※シミュレーション仮 組立検査も含む	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$		
						腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$		
						腹板間隔 b' (m)	$\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$		
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$	
フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$							
部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$							
	トラス、 アーチなど	$\pm 2 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots$ $\ell > 10$							
		圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$						

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	
床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。			
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		トラス・アーチの弦材      桁 材	
			
-		主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

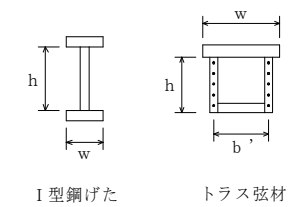
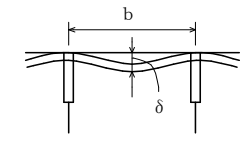
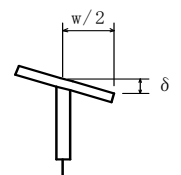
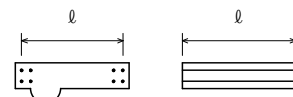
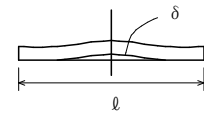
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) ※シミュレーション仮 組立検査も含む	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(10+L/10) ±(10+L <sub>n</sub> /10)
						主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2
						主構の組立高さ h (m)	±5……h≤5 ±(2.5+h/2) ……h>5
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25……L>100
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200
						主桁、主構の橋端に おける出入差 δ (mm)	±10
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数を測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—			両端部及び中心部を測定。
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)			主げた
各主桁について 10 ~12m間隔で測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			主げた
各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ(mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm~8mm)。			

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

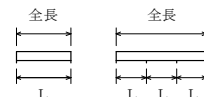
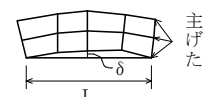
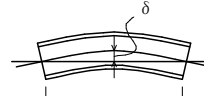
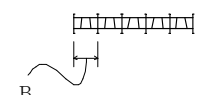
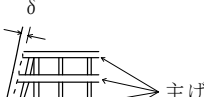
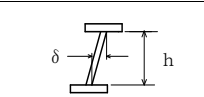
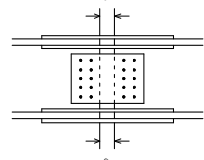
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$			
							$\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$			
							$\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$			
							$\pm (3+w/2) \dots\dots$ $2.0 < w$			
							部 材 精 度	板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$
								フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	
部 材 長 $l$ (m)	鋼 桁	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$								
		$\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$								
	トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots$ $l > 10$								
伸 縮 継 手	$-5 \sim +10 \dots\dots$ $l \leq 10$									
	$-5 \sim +(5+w/2) \dots\dots$ $l > 10$									
圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)		$l/1000$								

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 <p>I型鋼げた      トラス弦材</p>	
床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ ：腹板高 (mm) $b$ ：腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ ：フランジ幅 (mm)			
			
主要部材全数を測定。			
—			

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を 実施しない場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm (20+L/5)$	
						通 り $\delta$ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	
						そ り $\delta$ (mm)	$\pm (25+L/2)$	
						架 設 時 組 立	主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$
						精 度	主桁の橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$
						主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	
						現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm)。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 $l$	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本 体 の 傾 き	±H/500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

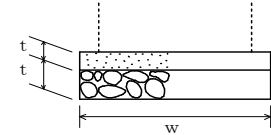
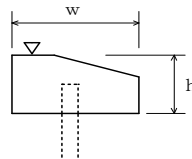
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

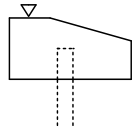
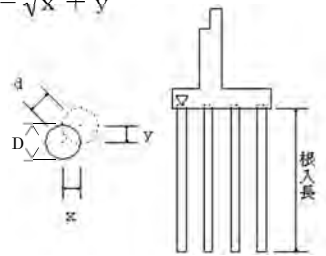
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食 便覧Ⅱ-82「表- Ⅱ.5.5 各塗料 の標準使用量 と標準膜厚」の 標準使用量以 上
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	各構造物の規 格値による。
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高 $\nabla$	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

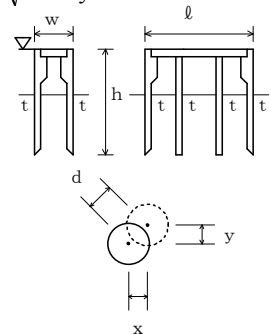
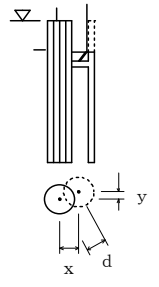
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾 斜	1/100以内
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント 杭)	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	設計径以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100以内
						傾 斜	1/100以内
						杭 径 D	設計径(公称 径)-30以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150以内
						傾 斜	1/50以内
						基 礎 径 D	設計(公称径) 以上※

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
<p>全数について杭中心で測定。</p>	<p>測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。</p>	
<p>全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。</p>	
<p>全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。</p>	<p>測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。</p>	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						ケーソンの長さ $l$	-50
						ケーソンの幅 $w$	-50
						ケーソンの高さ $h$	-100
						ケーソンの壁厚 $t$	-20
						偏 心 量 $d$	300 以内
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						ケーソンの長さ $l$	-50
						ケーソンの幅 $w$	-50
						ケーソンの高さ $h$	-100
						ケーソンの壁厚 $t$	-20
						偏 心 量 $d$	300 以内
1 共通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 $d$	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	<p>測定箇所は、1-3-4-7 オープンケーソン基礎工 に準ずる。</p>	
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$					
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50				
							$l \geq 3\text{ m}$	-100				
						厚さ (ブロック積張) $t_1$						-50
						厚さ (裏込) $t_2$						-50
						延 長 $L$						-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$					
						法 長 $l$	-100					
						延 長 $L_1, L_2$	-200					
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$					
						幅 $w$	-100					
						延 長 $L$	-200					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50	
							$l \geq 3\text{ m}$	-100	
								厚さ (ブロック) $t_1$	-50
								厚さ (裏込) $t_2$	-50
								延 長 $L$	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	5		石積 (張) 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50	
							$l \geq 3\text{ m}$	-100	
								厚さ (石積・張) $t_1$	-50
								厚さ (裏込) $t_2$	-50
								延 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編 号	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	<p>凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。</p>
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	- 7	- 2
						幅	-25	—
						平 坦 性	—	3 mプロファイルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) ( $\sigma$ ) 1.75mm 以下
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工		8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	- 2
						平 坦 性	—	3 mプロファイルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) ( $\sigma$ ) 1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m<sup>2</sup>に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (<math>X_{10}</math>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) * 面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	- 8
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8
					(面管理の場合)			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に 1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5
						幅	-25	—
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下
						目地段差	±2	
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5
						平 坦 性	—	コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下
						目地段差	±2	
						厚さあるいは標高較差	-22	-3.5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 側線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値					
			個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—
						厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	- 8
						幅	-50	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	- 8

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3
						幅	-25	-
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 (縁石、地覆等からの下がり等) によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 ( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
						幅	-35	—
						平坦性		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより ( $\sigma$ )2.4mm 以下
						目地段差	± 2	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより ( $\sigma$ )2.4mm 以下
						目地段差	± 2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (<math>X_{10}</math>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ± 4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100	—	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚  さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる		
<p>基準高は片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

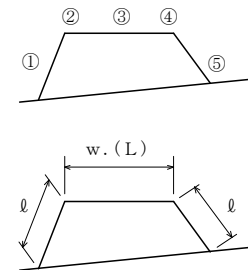
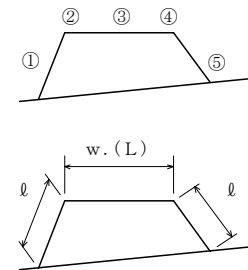
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						置換厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $l$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
						サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイル の砂投入量	—
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50
						位置・間隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 ℓ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>全本数</p> <p>全本数 計器管理にかえることができる。</p> <p>サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>※余長は、適用除外</p>	
<p>100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。</p> <p>全本数</p> <p><math>L = \ell_1 - \ell_2</math> ℓ1 は改良体先端深度 ℓ2 は改良体天端深度</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

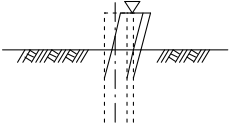
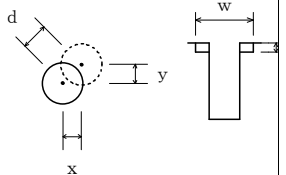
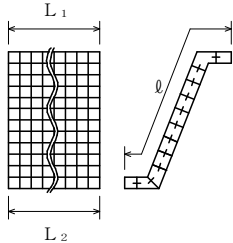
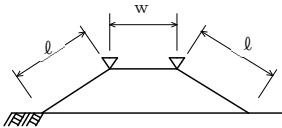
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 $\nabla$	0 以上
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による管理の場合	位 置	D/8 以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上
					施 工 厚 さ t	設計値以上	
					幅 w	設計値以上	
					延 長 L	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
杭芯位置管理表により基準高を確認		
全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
全本数 施工管理データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						根 入 長	設計値以上
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\ell$	設計深さ以上
						配 置 誤 差 $d$	100
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\ell$	-100
						延 長 $L_1$ $L_2$	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50
						天 端 幅 $w$	-100
						法 長 $\ell$	-100
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
全数 (任意仮設は除く)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  1 施工箇所毎		
施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
施工延長 50m につき 1ヶ所。 延長 50m 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	8		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						連壁の長さ $l$	-50
						変 位	300
						壁 体 長 $L$	-200
1 共通 編	3 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						連壁の長さ $l$	-50
						変 位 $d$	D/4 以内
						壁 体 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>	<p>D : 杭径</p>	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

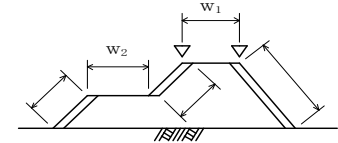
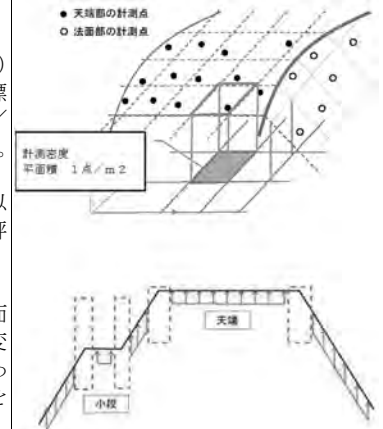
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工 (切土工)	基 準 高 ▽	±50		
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$	-200	
							$l \geq 5\text{ m}$	法長-4%	
						延 長	設計値以上		
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>1-4-3-2</p>	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

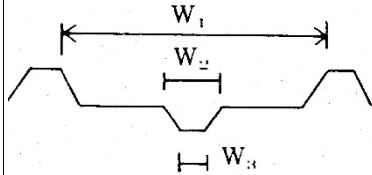
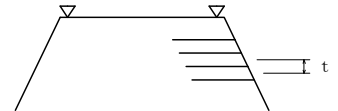
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50		
						法長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-100	
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2%	
						幅 $w_1, w_2$	-100		
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値		
						天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割 $\geq$ 勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの。			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として<math>\pm 50 \text{ mm}</math>が含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/<math>\text{m}^2</math>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に<math>\pm 5 \text{ cm}</math>以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

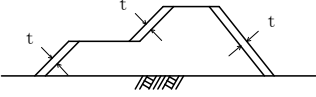
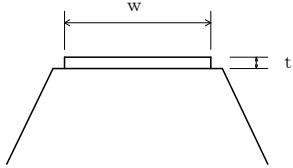
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	3	築 堤	堤 間 $w_1$	-200
						低水路幅 $w_2, w_3$	-100
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法)(多数アンカ ー式補強土工法)(ジオ テキスタイルを用いた 補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50
						厚 さ $t$	-50
						控 え 長 さ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> 		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

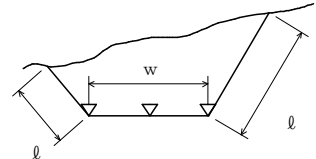
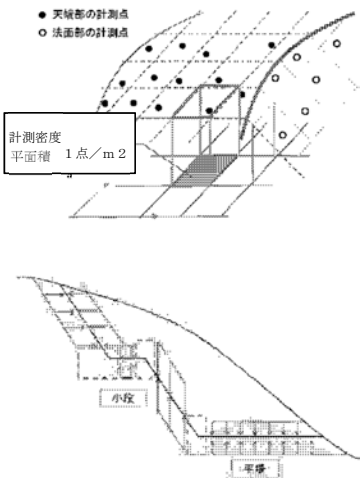
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		天端敷砂利工	厚 さ t	t < 15cm -25
							t ≥ 15cm -50
						幅 w	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる</p>		
<p>幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1ヶ所、200m以下は 2ヶ所、中央で測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工 (切土工)	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
						幅 w	-100		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±50	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測定間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

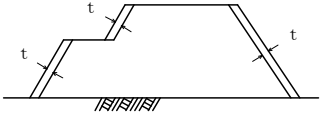
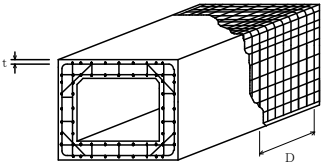
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	基準高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100	
							ℓ ≥ 5 m	法長-2%	
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100	
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値		
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測定間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30
1 共通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	8		凍上抑制層		
1 共通 編	5 無 筋 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	5 鉄 筋	3 鉄 筋 の 組 立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値±φ
						かぶり t	設計値かぶり ±φ かつ 最小かぶり 以上

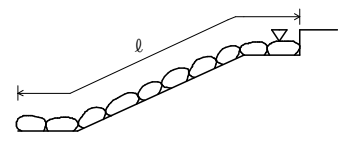
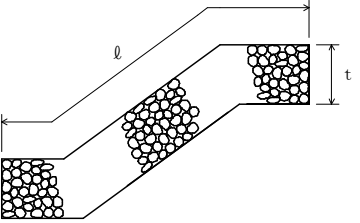
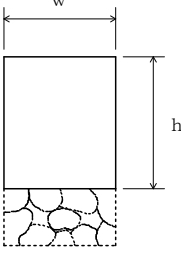
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1-3-6-5-1 アスファルト舗装工(下層路盤工)に準ずる。</p>		
<p><math>d = \frac{D}{n-1}</math> D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>		
	<p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50
						法 長 $l$	-200
						延 長 $L$	-200
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	±50
						法 長 $l$	-100
						厚 さ $t$	-50
						延 長 $L$	-200
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	10		笠コンクリート工		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅 $w$	-30
						高 さ $h$	-30

II-2-55(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。		
各格子間の中央部 1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

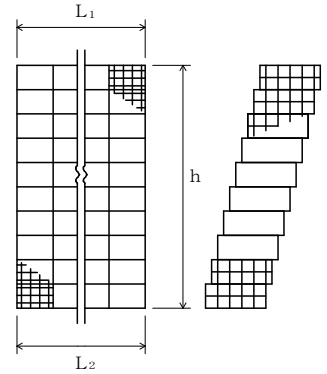
II-2-55(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	1	護岸付属物工 (じゃかご)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						法長 $l < 3\text{m}$	-50
						法長 $l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ $t$	-50
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14	2	護岸付属物工 (ふとんかご) (かご枠)	高 さ $h$	-100
						延長 $L_1, L_2$	-200
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	15		覆土工		

II-2-56(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>	<p>測定箇所は、2-1-3-9-2 多自然型護岸工 (かごマット) に準ずる。</p>	
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>1-4-3-5 整形仕上げ工 に準ずる。</p>		

II-2-56(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	16		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						延 長 L	-200	
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸工	17		場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	4 根固め工	3		根固めブロック工	層	基準高▽	±100	
							積	厚さ t	-20
								幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20
						積	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	
						乱	基準高▽	± t / 2	
							積	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2

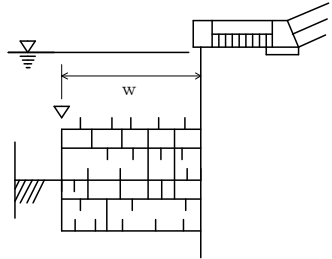
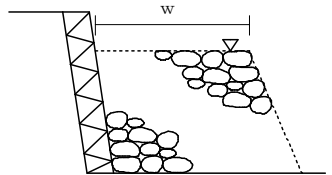
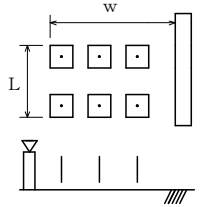
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1 施工箇所毎	t は根固めブロックの高さ	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	5		沈床工	基準高 $\nabla$	$\pm 150$
						幅 w	$\pm 300$
						延長 L	-200
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	6		捨石工	基準高 $\nabla$	-100
						幅 w	-100
						延長 L	-200
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	10		杭出し水制工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$
						幅 w	$\pm 300$
						方 向	$\pm 7^\circ$
						延長 L	-200

II-2-59(L)

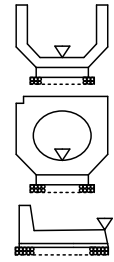
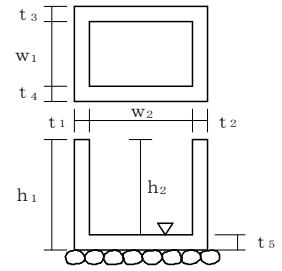
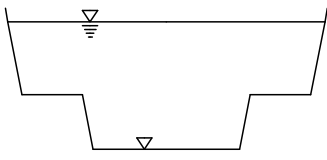
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
1組毎		

II-2-59(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30		
						延長 L	-200		
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	8		集水桝工	基準高 ▽	±30		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20		
						※幅 $w_1, w_2$	-30		
						※高さ $h_1, h_2$	-30		
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高 ▽	電気船	200ps	-800~+200
								500ps	-1000~+200
								1000ps	-1200~+200
							ディーゼル船	250ps	-800~+200
								420ps 600ps	-1000~+200
								1350ps	-1200~+200
							幅	-200	
							延長	-200	

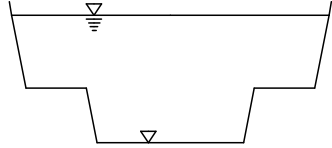
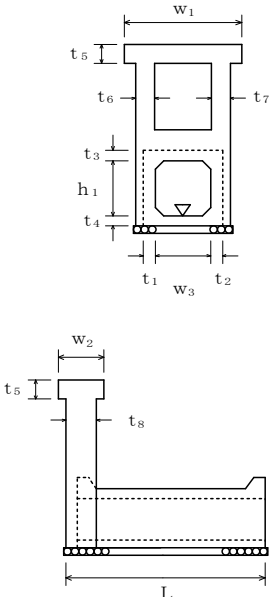
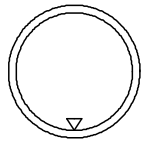
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。                      1ヶ所/1 施工箇所                      ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 箇所毎                      ※は、現場打部分のある場合</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。                      横断方向は、5 m 毎。                      また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。                      ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川編	2 浚渫 (河川)	3 4 浚渫工	2 2		浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高 $\nabla$	+200 以下
						幅	-200
						延長	-200
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	1	函渠工 (本土工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 $w_1, w_2$	-30
						内空幅 $w_3$	-30
						内空高 $h_1$	$\pm 30$
						延長 $L$	-200
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						延長 $L$	-200

II-2-61(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。</p> <p>函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎</p>		

II-2-61(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	5	3	函渠工 (PC函渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※幅 w	-50
						※高 さ h	-30
						延 長 L	-200
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	6 7		翼壁工 水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 水路工	7		柵渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚さ $t_1, t_2$	-20
						幅 w	-30
						高さ $h_1, h_2$	-30
						延 長 L	-200

II-2-62(L)

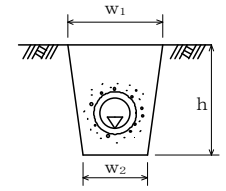
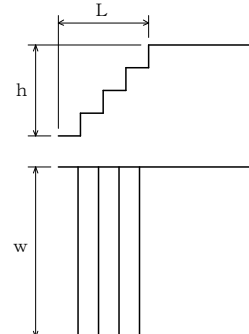
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

II-2-62(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 水路工	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	$-50$
						深 さ $h$	$-30$
						延 長 $L$	$-200$
2 河川 編	3 樋門・ 樋管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 $w$	$-30$
						高 さ $h$	$-30$
						長 さ $L$	$-30$
						段 数	$\pm 0$ 段
2 河川 編	4 水門	3 水門工	3		水門	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t$	$-20$
						幅 $w$	$-30$
						高 さ $h$	$\pm 30$
						延 長 $L$	$-50$
2 河川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t$	$-20$
						幅 $w$	$-30$
						高 さ $h$	$\pm 30$
						延 長 $L$	$-50$

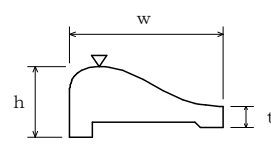
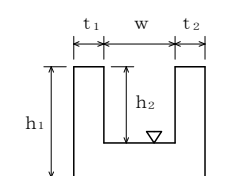
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。                  延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。                  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。                  1 施工箇所毎                  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
1 回 / 1 施工箇所		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
2	河川編	5	堰	4	可動堰本体工	15	取付擁壁工		
2	河川編	5	堰	5	固定堰本体工	8 9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
								厚 さ $t$	$-20$
								幅 $w$	$-30$
								高 さ $h$	$\pm 30$
								堰長 $L$	$L < 20m$
		$L \geq 20m$	$-100$						
2	河川編	5	堰	5	固定堰本体工	11	取付擁壁工		
2	河川編	5	堰	6	魚道本体工	3	魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
								厚さ $t_1, t_2$	$-20$
								幅 $w$	$-30$
								高さ $h_1, h_2$	$-30$
								延 長 $L$	$-200$
2	河川編	5	堰	7	管理橋橋下部工	2	管理橋橋台工		
2	河川編	5	堰	8	鋼管理橋上部工		管理橋上部工		

II-2-64(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2-1-3-17	場所打擁壁工 に準ずる。	
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
2-5-4-15	取付擁壁工 に準ずる。	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
5-3-4-10	躯体工 に準ずる。	
5-4	鋼橋上部 に準ずる。	

II-2-64(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	6		本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ $h_1, h_2$	$\pm 30$
						延 長 L	-50
2 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	6		コンクリート擁壁工		
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50

II-2-65(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
2-1-3-17 場所打擁壁工 に準ずる。		
図面の表示箇所にて測定。		

II-2-65(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	6 排水 機場	4 沈 砂 池 工	8		ブロック床版工		
2 河川 編	6 排水 機場	4 沈 砂 池 工	9		現場打水路工		
2 河川 編	6 排水 機場	5 吐 出 水 槽 工	6		本體工		
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	6	1	本體工 (床固め本體工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						天 端 幅 $w_1$	$-30$
						堤 幅 $w_2$	$-30$
						堤 長 $L_1, L_2$	$-100$
						水 通 し 幅 $l_1, l_2$	$\pm 50$
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	6	2	本體工 (根固めブロック)		

II-2-66(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2-1-4-3 根固めブロック工 に準ずる。		
2-3-5-7 柵渠工 に準ずる。		
2-6-3-6 本體工 に準ずる。		
図面に表示してある箇所で測定。		
2-1-4-3 根固めブロック工 に準ずる		

II-2-66(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	7		取付擁壁工		
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	8	1	水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-30
						幅 w	-100
						延 長 L	-100
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	8	2	水叩工 (巨石張り)		
2 河川 編	7 床 止 め	3 床 止 め 工	8	3	水叩工 (根固めブロック)		
2 河川 編	8 河川 維持	6 植栽 維持 工	3		樹木・芝生管理工		

II-2-67(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2-1-3-17 場所打擁壁工 に準ずる。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
2-1-3-9-1 多自然型護岸工 に準ずる。		
2-1-4-3 根固めブロック工 に準ずる。		
1-3-3-7 植生工 に準ずる。		

II-2-67(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	8 河川 維持	8 管 理 用 通 路 補 修 工	3		天端補修工		
2 河川 編	8 河川 維持	8	9	1	排水構造物補修工 (プレキャストU型側 溝・管(函)渠)		
2 河川 編	8 河川 維持	8	9	2	排水構造物補修工 (集水柵工)		
2 河川 編	8 河川 維持	8	10		防護柵補修工 (ガードレール) (ガードパイプ)		
2 河川 編	8 河川 維持	9 現 場 塗 装 工	3		付属物塗装工		

II-2-68(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-4-3-6 天端敷砂利工 に準ず る。		
2-1-8-7 側溝工 に準ずる。		
2-1-8-8 集水柵工 に準ずる。		
1-3-3-11 路側防護柵工 に準ず る。		
5-4-5-3 現場塗装工 に準ず る。		

II-2-68(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

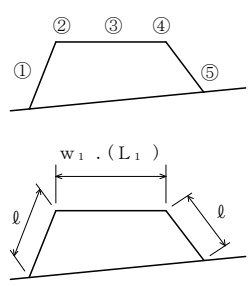
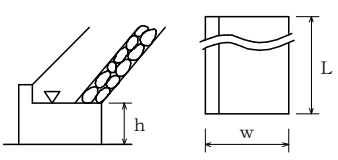
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
2 河川 編	9 河川 修繕	3 腹 付 工	2		覆土工		
2 河川 編	9 河川 修繕	4 側 帯 工	2	1	縁切工 (じゃかご工)		
2 河川 編	9 河川 修繕	4 側 帯 工	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)		
2 河川 編	9 河川 修繕	4 側 帯 工	2	3	縁切工 (コンクリートブロッ ク張り)		
2 河川 編	9 河川 修繕	4 側 帯 工	2	4	縁切工 (石張り)		
2 河川 編	9 河川 修繕	6 管 理 用 通 路 修 繕 工	2		道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-4-3-5 整形仕上げ工 に準ず る。		
2-1-3-14-1 護岸付属物工 に 準ずる。		
1-3-5-3 コンクリートブロッ ク工 に準ずる。		
1-3-5-3 コンクリートブロッ ク工 に準ずる。		
1-3-5-5 石積 (張) 工 に準ず る。		
1-3-3-8 縁石工 に準ずる。		

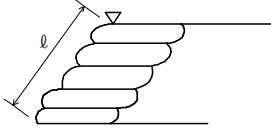
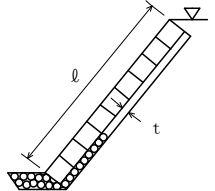
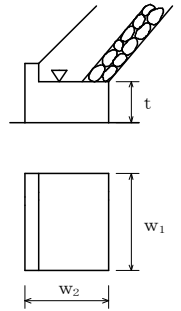
2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 堤防基礎 工	3		捨石工	基準高▽		
						本 均 し	±50	
						表 面 均 し	±100	
						荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±300
						法 長 $l$	-100	
						天 端 幅 $w_1$	-100	
						天 端 延 長 $L_1$	-200	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 堤防基礎 工	4		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	
						幅 $w$	-30	
						高 さ $h$	-30	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 堤防基礎 工	5	1	笠コンクリート工			
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 堤防基礎 工	5	2	笠コンクリート工 (プレキャスト笠コン クリート)			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>  <p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及 び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。</p> 		
<p>1-3-4-3 法留基礎工 に準ず る。</p>		
<p>1-3-4-3 法留基礎工 に準ず る。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	3		捨石張り工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						延 長 $L$	-200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	5	1	海岸ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 5\text{ m}$	-100
							$l \geq 5\text{ m}$	$l \times (-2\%)$
						厚 さ $t$	-50	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						ブロック厚 $t$	-20	
						ブロック縦幅 $w_1$	-20	
						ブロック横幅 $w_2$	-20	
						延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		

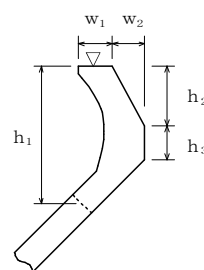
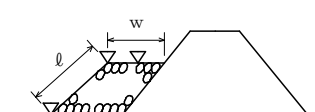
2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	6		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏込材厚 $t'$	-50	
						延長 $L$	-200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	7		場所打擁壁工			
3 海岸編	1 堤防・護岸	5 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚さ $t$	-10	
						基礎厚 $t'$	-45	
						延長 $L$	-200	
3 海岸編	1 堤防・護岸	5 天端被覆工	3		アスファルト被覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚さ $t$	-9	
						基礎厚 $t'$	-45	
						延長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。                      厚さは 1000 m<sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 波返工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50	
						高さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	7 裏法被 覆工	4 5		コンクリート被覆工 アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$	-50
							$l \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50	
						延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 根固 め工	3		捨石工	基 準 高 $\nabla$		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\nabla$	$\pm 500$	
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\nabla$	$\pm 300$	
						法 長 $l$	-100	
						天 端 幅 $w$	-100	
						天 端 延 長 $L$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>測定箇所は、3-1-4-6 コンクリート被覆工 に準ずる。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> 		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

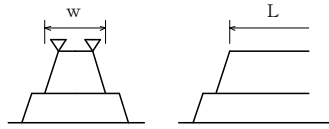
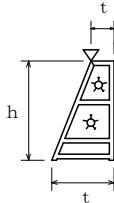
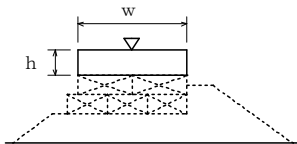
2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
3 海岸編	1 堤防・護岸	8 根固め工	4		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±100				
							乱 積	± t / 2				
							厚 さ t	-20				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200				
							乱 積	- t / 2				
						3 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4		捨石工	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5		幅 w							-100
					延長 L							-200
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	2		捨石工	基準高▽						
						異形ブロック据付面 (乱積)の高さ▽	±500					
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ▽	±300					
						法 長 ℓ	-100					
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100					
						天 端 延 長 L <sub>1</sub>	-200					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
3-1-3-3 捨石工 に準ずる。		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

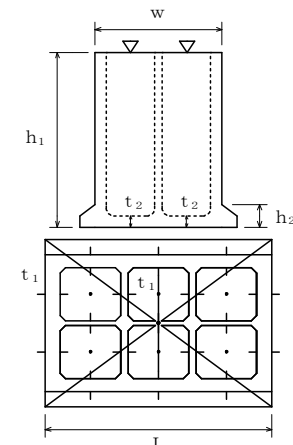
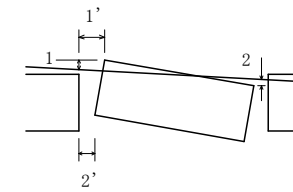
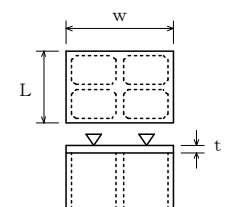
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	3		海岸ブロック工	基準高▽ (層積)ブロック規格26t未満	±300
						(層積)ブロック規格26t以上	±500
						(乱積)	±ブロックの高さの1/2
						天端幅 w	ーブロックの高さの1/2
						天端延長 L	ーブロックの高さの1/2
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	7		石砕工	基準高▽	±50
						厚 さ t	-50
						高さ h < 3m	-50
						高さ h ≥ 3m	-100
						延 長 L	-200
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	8		場所打コンクリート工	基準高▽	±30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。</p> 		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	9	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	基準 高さ ト▽ の	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 $t_1$	±10	
						幅 $w$	+30, -10	
						高 さ $h_1$	+30, -10	
						長 さ $L$	+30, -10	
						底版厚さ $t_2$	+30, -10	
						フーチング高さ $h_2$	+30, -10	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	9	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150	
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	9	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ $t$	±30	
						幅 $w$	±30	
						長 さ $L$	±30	

II-2-76(L)

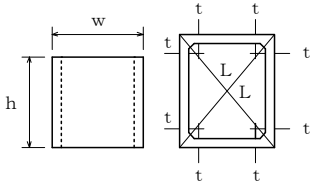
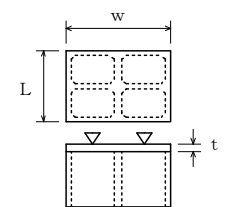
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、各壁 1ヶ所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
底版完成時、各室中央部 1ヶ所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2ヶ所		
据付完了後、天端 2ヶ所		
1室につき 1ヶ所 (中心)		

II-2-76(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	10	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	
						幅 w	+20, -10	
						高 さ h	+20, -10	
						長 さ L	+20, -10	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	10	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下	
3 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤堤体工	10	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

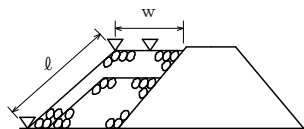
II-2-77(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック1個に2ヶ所 (各段毎)	<p>測定箇所は、3-2-4-9-2 ケー ソン工 に準ずる</p>	
1室につき1ヶ所 (中心)		

II-2-77(R)

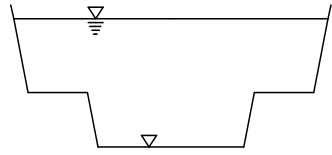
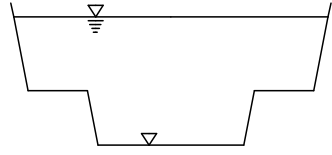
2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 消波工	2		捨石工	基 準 高 $\nabla$		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\nabla$	$\pm 500$	
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\nabla$	$\pm 300$	
						法 長 $l$	-100	
						天 端 幅 $w$	-100	
						天 端 延 長 $L$	-200	
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 消波工	3		消波ブロック工	基 準 高 $\nabla$	層 積	$\pm 300$
							乱 積	$\pm t / 2$
							厚 さ $t$	-20
							幅 $w_1, w_2$	-20
							延 長 $L_1, L_2$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>	<p>測定箇所は 3-1-8-4 根固めブロック工 に準ずる。</p>	
<p>幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

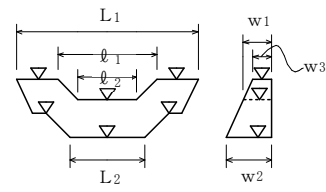
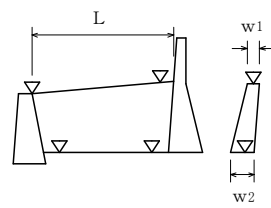
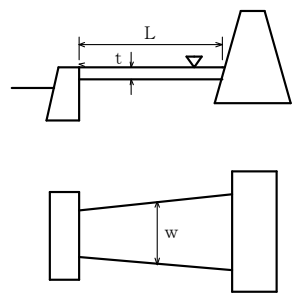
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3 海岸 編	4 浚 渫 (海岸)	2 ポン プ 浚 渫 船 浚 渫 工	2		浚渫船運転工	基準高▽	電気船 200ps	-800~+200	
							500ps	-1000~+200	
							1000ps	-1200~+200	
							デー ィ ー ゼ ル 船	250ps	-800~+200
								420ps 600ps	-1000~+200
								1350ps	-1200~+200
						幅	-200		
延 長	-200								
3 海岸 編	4 浚 渫 (海岸)	3 グラ ブ 船 浚 渫 工	2		浚渫船運転工	基準高▽	+200以下		
						幅	-200		
						延 長	-200		
3 海岸 編	5 養 浜	1	1	1	養浜(陸上)	基準高▽	+規定しない -100		
3 海岸 編	5 養 浜	1	1	2	養浜(水中)	基準高▽	+規定しない -規定しない		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>縦断方向 20m毎、横断方向 20m毎に、レベル等により測定する。</p>		
<p>縦断方向 20m毎、横断方向 20m毎に、レベル、レッド及び音響測深機等により測定する。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

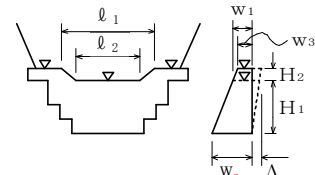
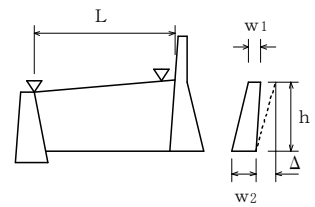
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	
						材		部材長 ℓ (m)
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	3 4		本堰堤工 副堰堤工	基準高 ▽	±30	
						天端部 堤 幅	w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub> w <sub>2</sub>	-30
						水通しの幅 ℓ <sub>1</sub> ℓ <sub>2</sub>		±50
						堤 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-100
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30
						長 さ L		-100
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	7		水叩工	基準高 ▽	±30	
						幅	w	-100
						厚 さ t		-30
						延 長 L		-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所	
	図面の表示箇所	
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	5 鋼 製 堰 堤 工	4	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$
							長 さ $l_1, l_2$	$\pm 100$
							幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$
							下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_1$
						袖 部	袖 高 $\nabla$	$\pm 50$
							幅 $w_2$	$\pm 50$
下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_2$							
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	5 鋼 製 堰 堤 工	4	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	$\pm 50$	
						堤長 $l$	$\pm 10$	
						堤幅 W	$\pm 30$	
						堤幅 w	$\pm 10$	
						高さ H	$\pm 10$	
						高さ h	$\pm 10$	
4 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	5 鋼 製 堰 堤 工	5		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						長 さ L	$\pm 100$	
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$	
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定する。 ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
図面の寸法表示箇所にて測定	<p>測定箇所は、1-3-3-14-3 桁製作工（鋼製堰堤製作工）に準ずる</p>	
図面の表示箇所にて測定する。 ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	1	5	6		コンクリート側壁工		
4	1	5	7		水叩工		
4	1	5	8		現場塗装工		
4	1	6	3		根固めブロック工		
4	1	6	5		沈床工		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4-1-4-6 側壁工 に準ずる。		
4-1-4-7 水叩工 に準ずる。		
5-4-5-3 現場塗装工 に準ずる。		
2-1-4-3 根固めブロック工 に準ずる。		
2-1-4-5 沈床工 に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	1	6	6	1	かご工 (じゃかご工)		
4	1	6	6	2	かご工 (ふとんかご工)		
4	1	8	3		点検施設工 (階段工)		
4	2	3	3		コンクリートブロック 工 (積みブロック)		
4	2	3	4		多自然型護岸工 (石積み)		

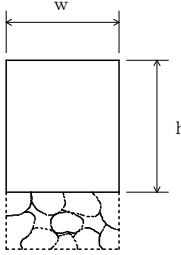
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2-1-3-14-1 護岸付属物工 (じゃかご) に準ずる。		
2-1-3-14-2 護岸付属物工 (ふとんかご) に準ずる。		
2-3-6-5 階段工 に準ずる。		
1-3-5-3 コンクリートブロック工 に準ずる。		
1-3-5-5 石積 (張) 工 に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	6		護岸付属物工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	3 4		床固め本体工 垂直壁工		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	5		側壁工		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	6		水叩工		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	7		魚道工		

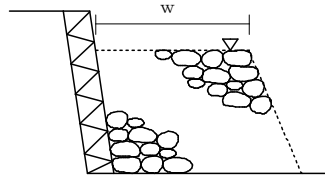
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
4-1-4-3 本堰堤工 に準ずる。		
4-1-4-6 側壁工 に準ずる。		
4-1-4-7 水叩工 に準ずる。		
2-5-6-3 魚道本体工 に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	2	7	3		根固めブロック工		
4	2	7	5	1	捨石工	基 準 高 $\nabla$	-100
						天 端 幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-200
4	2	7	7	1	かご工 (じゃかご工)		
4	2	7	7	2	かご工 (ふとんかご工)		

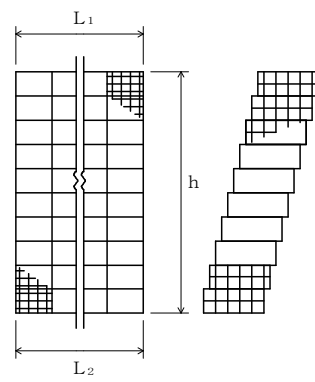
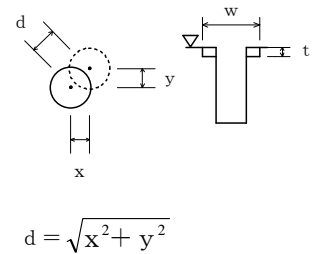
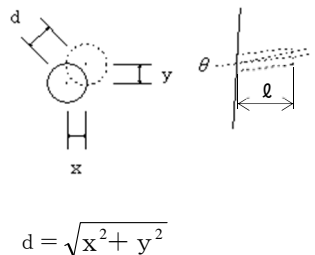
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2-1-4-3 根固めブロック工 に準ずる。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
2-1-3-14-1 護岸付属物工 (じゃかご) に準ずる。		
2-1-3-14-2 護岸付属物工 (ふとんかご) に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	7	3	かご工 (かごマット工)	基 準 高	±50
						法長 $l < 3\text{m}$	-50
						法長 $l \geq 3\text{m}$	-100
						延 長 $L_1, L_2$	-200
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	2		集水井工	基 準 高 $\nabla$	±50
						偏 心 量 $d$	150
						深 さ $H$	-100
						巻 立 て 幅 $w$	-50
						巻 立 て 厚 さ $t$	-30
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	3		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $l$	設計値以上
						配 置 誤 差 $d$	100
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚さ $t_1, t_2$	$-20$
						幅 $w$	$-30$
						高さ $h_1, h_2$	$-30$
						延長 $L$	$-200$
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚さ $t_1, t_2$	$-20$
						幅 $w$	$-30$
						幅 $w_1, w_2$	$-50$
						高さ $h_1, h_2$	$-30$
						深 さ $h_3$	$-30$
						延長 $L$	$-200$
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	4		暗渠工		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>5-1-7-3 地下排水工 に準ずる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4	3	4	5		集水桝工		
4	3	5	4		合成杭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						偏 心 量 d	D/4 以内 かつ 100 以内
4	3	6	2		抑止アンカー工 PC法枠工		
4	3	8	3		場所打擁壁工		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5-1-7-5 桝・マンホール工 に準ずる。		
全数測定。		
4-3-3-3 集排水ボーリング工 に準ずる。		
5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	4		プレキャスト擁壁工		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	5		補強土壁工		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	7		井桁ブロック工		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	8		小型擁壁工		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5-1-5-8 プレキャスト擁壁工に準ずる。		
5-1-5-9 補強土壁工に準ずる。		
5-1-5-10 井桁ブロック工に準ずる。		
5-1-5-11 小型擁壁工に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	9		落石防護柵工		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工		

単位：mm

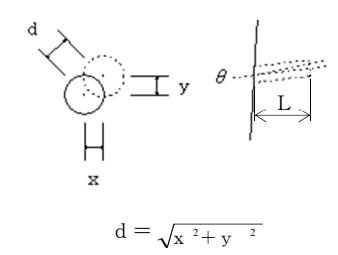
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5-1-8-4 落石防護柵工 に準ずる。		
5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。		
5-1-5-11 小型擁壁工 に準ずる。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	8 9		アンカー工 PC法枠工	削孔深さ	L	設計値以上
						配置誤差	d	100
						せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度
5 道 路 編	1 道 路 改 良	4 法 面 工	10	1 2	かご工 (じゃかご) (ふとんかご)			

II-2-91(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所	図面の寸法表示箇所
	1-3-3-15 工場塗装工	工場塗装工に準ずる。
	1-3-3-6 吹付工	吹付工に準ずる。
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
	2-1-3-14 護岸付属物工	護岸付属物工に準ずる。

II-2-91(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7		場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
	延 長 L	-200						
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	8		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						延 長 L	-200	

II-2-92(L)

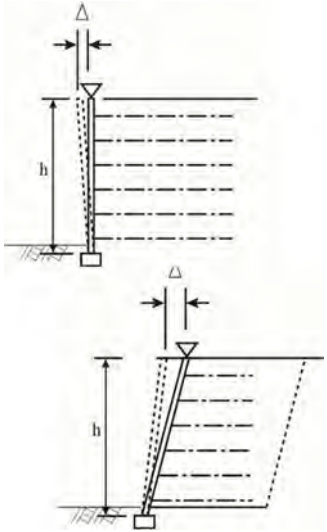
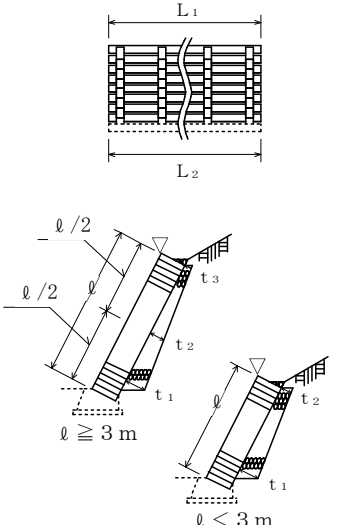
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

II-2-92(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
						鉛 直 度 $\Delta$	$\pm 0.03\text{ h}$ かつ $\pm 300$ 以内	
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上	
延 長 L	-200							
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50
							$l \geq 3\text{ m}$	-100
						厚 さ $t_1, t_2, t_3$	-50	
延 長 $L_1, L_2$	-200							

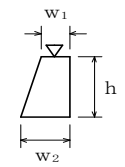
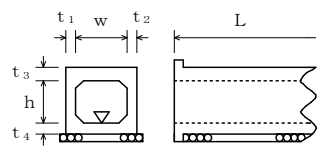
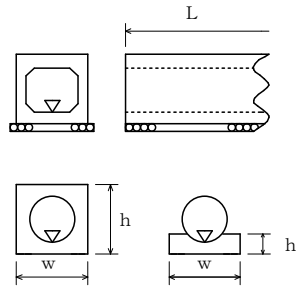
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	11		小型擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	$-30$
						高 さ $h$	$-50$
						延 長 $L$	$-200$
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	8		場所打カルバート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	$-20$
						幅 (内法) $w$	$-30$
						高 さ $h$	$\pm 30$
						延 長 $L$	$L < 20\text{m}$
	$L \geq 20\text{m}$	$-100$					
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※幅 $w$	$-50$
						※高 さ $h$	$-30$
						延 長 $L$	$-200$

II-2-94(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

II-2-94(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30

II-2-95(L)

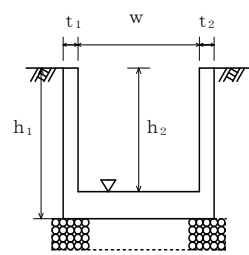
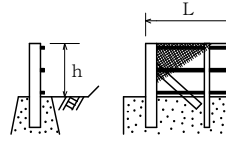
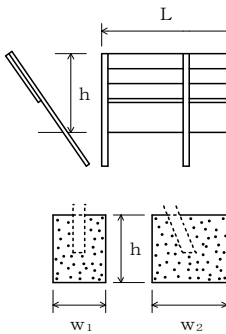
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所。 施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合</p> <p>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

II-2-95(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	7		現場打水路工	基 準 高 $\nabla$	±30	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20	
						幅 $w$	-30	
						高 さ $h_1, h_2$	-30	
						延 長 $L$	-200	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅 $w$	-200	
						延 長 $L$	-200	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防護柵工	高 さ $h$	±30	
						延 長 $L$	-200	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	5		防雪柵工	高 さ $h$	±30	
						延 長 $L$	-200	
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30
							高 さ $h$	-30

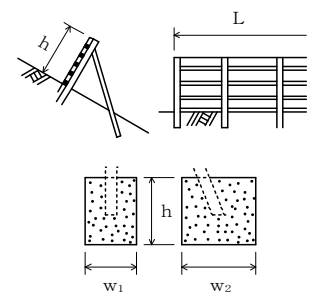
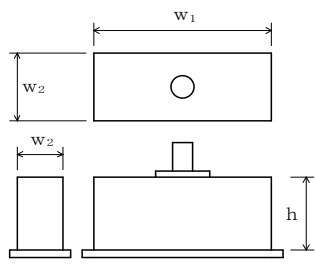
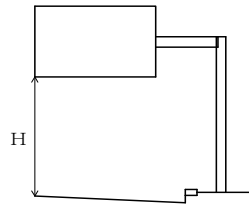
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p> <p>基礎 1 基毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30
							高 さ h	-30
						アンカー長	打 込 み ℓ	-10%
							埋 込 み ℓ	-5%
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	
						高 さ h	-30	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	

II-2-97(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
基礎 1 基毎		
全数		
基礎 1 基毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 	
1ヶ所 / 1基	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 	

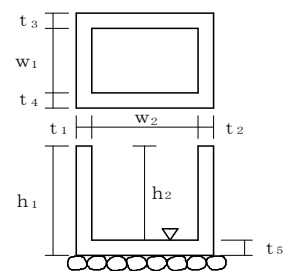
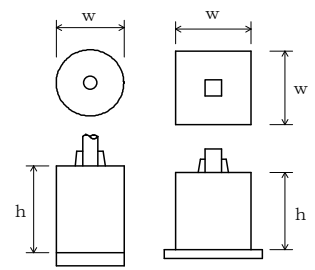
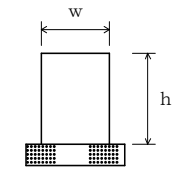
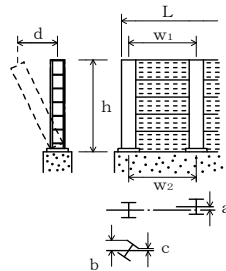
II-2-97(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
5 道路編	1 道路改良	11 道路付 属施設工	6	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20	
						※幅 $w_1, w_2$	-30	
						※高さ $h_1, h_2$	-30	
5 道路編	1 道路改良	11 道路付 属施設工	7		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	
						高  さ $h$	-30	
5 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅 $w$	-30	
						高  さ $h$	-30	
						延 長 $L$	-200	
5 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	6		遮音壁本体工	間隔 $w_1, w_2$	$\pm 15$	
						支 柱	ず  れ $a$	10
							ねじれ $b-c$	5
							倒  れ $d$	$h \times 0.5\%$
							高  さ $h$	+30, -20
						延 長 $L$	-200	

II-2-98(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
1ヶ所 / 1 施工箇所		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所 1 施工箇所毎		

II-2-98(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	2	5	5		ブロック舗装工		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工		
5	2	5	7		排水性舗装工		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200

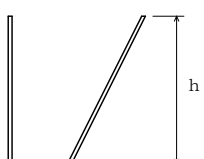
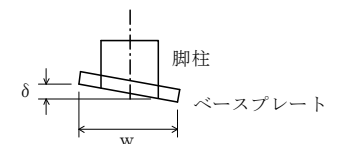
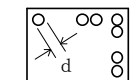
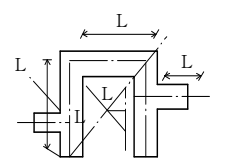
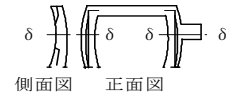
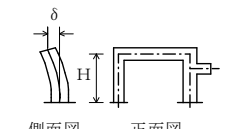
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1箇所/施工延長 40m ※は現場打部分のある場合	<p>The diagram shows a cross-section of a tree manhole. It consists of an outer concrete frame and an inner metal grate. Dimensions are labeled as follows: <math>t_1</math> and <math>t_2</math> are the thicknesses of the side walls; <math>t_3</math> and <math>t_4</math> are the thicknesses of the top and bottom slabs; <math>t_5</math> is the thickness of the base slab; <math>w_1</math> and <math>w_2</math> are the widths of the outer and inner frames; <math>h_1</math> and <math>h_2</math> are the heights of the side walls and the inner grate area. A drainage symbol is shown at the bottom of the inner grate.</p>	
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。                  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>1ヶ所/1 施工箇所                  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	2		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2…… h ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < h ≤ 2.0		
						外周長 ℓ (m)	±(10+ℓ/10)		
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	
						材	ベース プレート	孔の位置	±2
							孔の径 d	0～5	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5… L ≤ 10m ±10… 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20)/10) … 20m < L	
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	
							柱の鉛直度 δ (mm)	10…H ≤ 10 H…H > 10	

II-2-100(L)

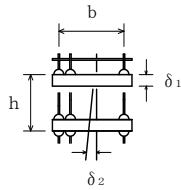
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所		
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

II-2-100(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	4		アンカーフレーム製作工	仮組立時 上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$
						高さ h (mm)	$\pm 5$
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3	5		仮設材製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$

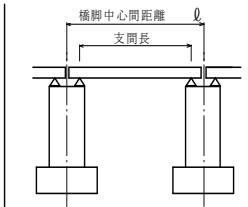
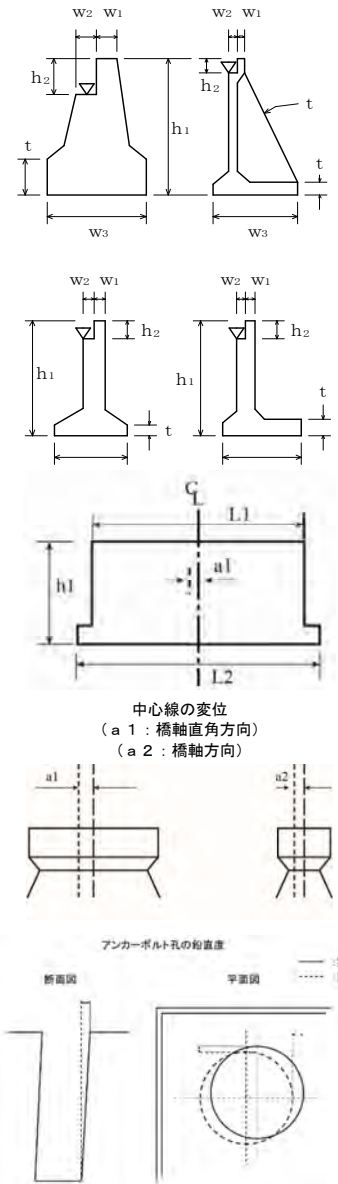
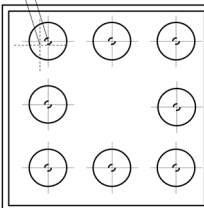
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	1 0		躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	
						厚 さ $t$	$-20$	
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	$-10$	
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	$-10$	
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	$-50$	
						高 さ $h_1$	$-50$	
						胸壁の高さ $h_2$	$-30$	
						天 端 長 $l_1$	$-50$	
						敷 長 $l_2$	$-50$	
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
							平 面 位 置	$\pm 20$
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下

II-2-102(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる</p> 	 <p>中心線の変位 (a1：橋軸直角方向) (a2：橋軸方向)</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。</p> <p>平面位置</p>  <p>平面図 — 実際           - - - 設計</p> <p>断面図 — 実際           - - - 設計</p>

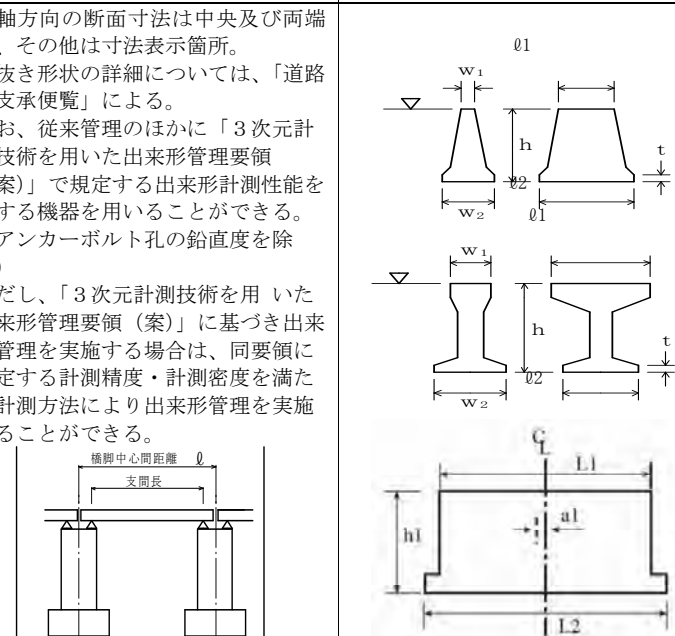
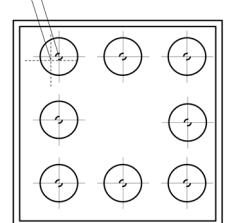
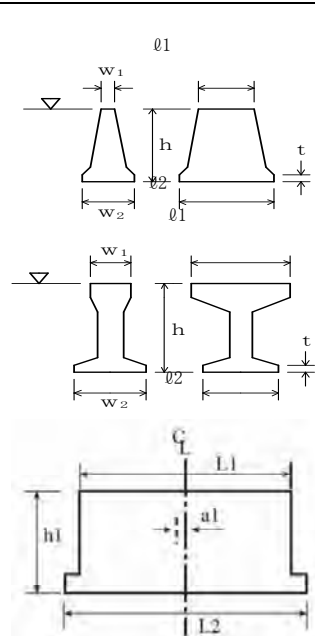
II-2-102(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	3	5	1	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$
						厚 さ $t$	$-20$
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	$-20$
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	$-50$
						高 さ $h$	$-50$
						天 端 長 $l_1$	$-50$
						敷 長 $l_2$	$-50$
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$
						支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高
					平面位置		$\pm 20$
					アンカーボルト 孔の鉛直度		1/50 以下

II-2-103(L)

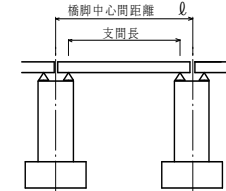
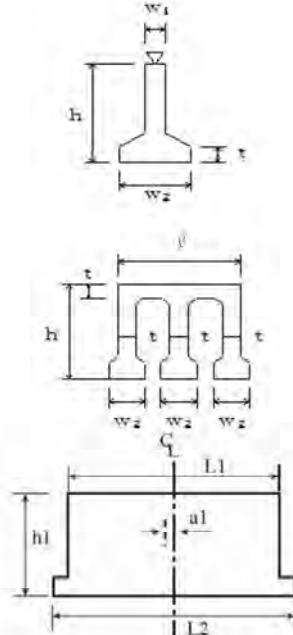

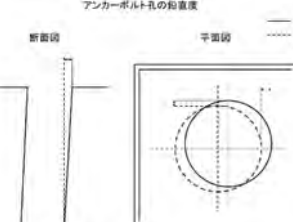
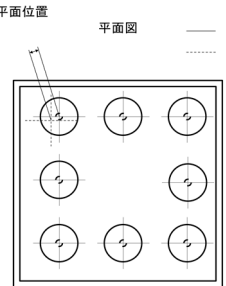
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>  <p>橋脚中心間距離 <math>l</math> 支間長</p> <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>平面位置 平面図 — 実際           ----- 設計</p> 	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>断面図 平面図 — 実際           ----- 設計</p>	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>

II-2-103(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5	3	5	1	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						厚 さ $t$	$-20$
						天 端 幅 $w_1$	$-20$
						敷 幅 $w_2$	$-20$
						高 さ $h$	$-50$
						長 さ $l$	$-20$
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$
						平 面 位 置	$\pm 20$
	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承受便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> 	 <p>中心線の変位 (a1：橋軸直角方向) (a2：橋軸方向)</p>  <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> 	
<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測</p> <p>平面位置</p>  <p>平面図 — 実際 ----- 設計</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 $w$ (橋軸方向)	$-50$
						高 さ $h$	$-50$
						長 さ $l$	$-50$
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 $w_1, w_2$	$-50$
						高 さ $h$	$-50$
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	1 2	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$
						支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$

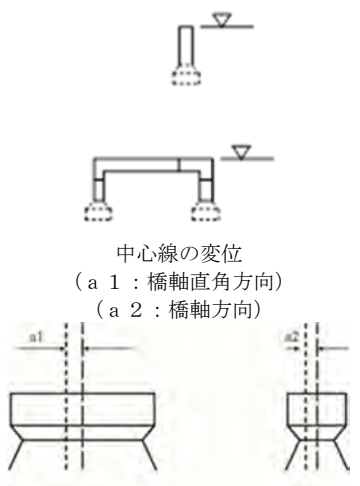
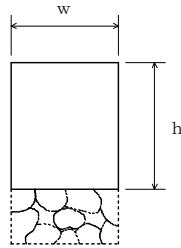
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	12	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	13		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	14		現場塗装工		
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 護 岸 工	8		護岸付属物工	幅 $w$	-30
						高 さ $h$	-30

II-2-106(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
5-4-5-3 現場塗装工 に準ずる。		
各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

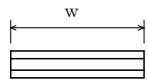
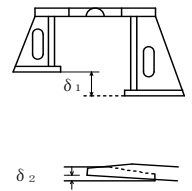
II-2-106(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 護 岸 工	9		覆土工			
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	4		検査路製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots l > 10$	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 $w$ (m) $0 \sim +30$	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$
							フィンガーの食い 違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$

II-2-107(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1-4-3-5 整形仕上げ工 に準ず る。		
図面の寸法表示箇所 で測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近 を測定。	  (実測値) $\delta_2$	

II-2-107(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	7		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	8		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 $l$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$

II-2-108(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		図面の寸法表示箇所にて測定。
		図面の寸法表示箇所にて測定。
		図面の寸法表示箇所にて測定。
		図面の寸法表示箇所にて測定。

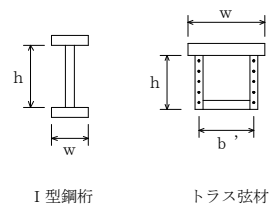
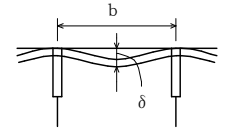
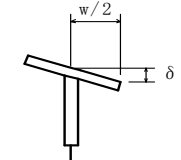
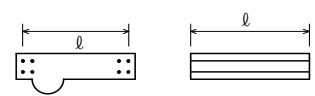
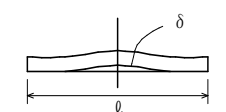
II-2-108(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			
						部	材				
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) ※シミュレーション仮 組立検査も含む	部	材	度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	
									腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots\dots$	
									腹板間隔 b' (m)	$1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots\dots$ $2.0 < w$	
									板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$	
									フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$
									部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
										トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots$ $\ell > 10$
									圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell/1000$

II-2-109(L)

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 <p>I型鋼桁                  トラス弦材</p>	
床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		 <p>h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)</p>	
			
原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。			
—		 <p>ℓ : 部材長 (mm)</p>	
<p>※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>			

II-2-109(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						測 定 項 目	規 格 値	
5	4	3	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長、支間長 L (m)	$\pm (10+L/10)$	
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	
						仮組立	主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots 80 < L \leq 200$
						精	主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$
						現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	

II-2-110(L)

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
主桁、主構全数を測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)			
各主桁について 10 ～12m間隔で測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。			
各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ(mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。 なお、設計値が 5mm 以下の場合、すき 間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許 容範囲は 0mm～8mm)。			

※規格値の L, B, h に代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主桁、主構の鉛直度  $\delta$ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。

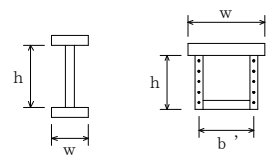
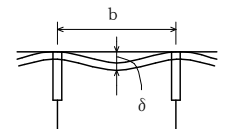
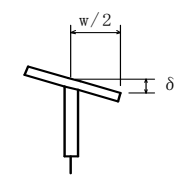
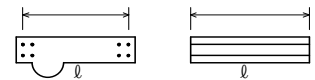
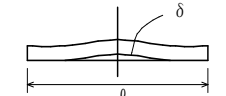
II-2-110(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0		
						腹板高 h (m)	± 4 ……		
						腹板間隔 b' (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w		
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150	
						部 材 長 度	材	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200
								鋼桁	± 3 … ℓ ≤ 10 ± 4 … ℓ > 10
							トラス、アーチなど	± 2 … ℓ ≤ 10 ± 3 … ℓ > 10	
							伸縮継手	-5 ~ +10 … ℓ ≤ 10 -5 ~ +(5+w/2) …… ℓ > 10	
						材	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	

II-2-111(L)

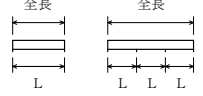
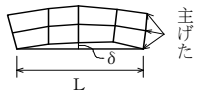
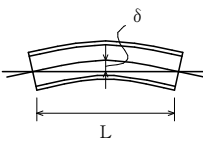
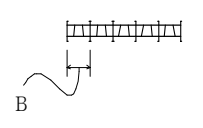
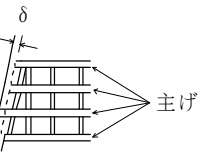
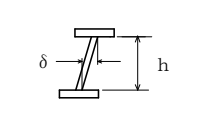
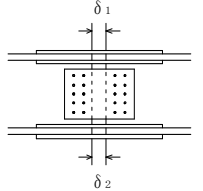
測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		 I型鋼桁      トラス弦材	
床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。			
—	主要部材全数を測定。		
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。			

II-2-111(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm (20+L/5)$	
						通 り $\delta$ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	
						そ り $\delta$ (mm)	$\pm (25+L/2)$	
						架設時	主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$
						組立精度	主桁の橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$
							現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。		
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 」の規格値の h, b, w に代入する数値はmm単位の数値とする。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鑄造工 (金属支承工)          (次頁に続く)	上下部構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔位置のずれ	
								≦1000 mm	1 以下
								>1000 mm	1.5 以下
						アンカーアンバー用ボルト(鑄放し)	ドリル加工孔	≦100mm	+3 -1
							>100mm	+4 -2	
							孔の中心間距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13	
						センターボス	ボスの直径	+0 -1	
							ボスの高さ	+1 -0	
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1	
ボスの高さ	+1 -1								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		
※1 ガス切断寸法を準用する。		
※2 片面のみの削り加工の場合も含む。		
※3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。		
※5 組立て後に測定。		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	1	鑄造工 (金属支承工)	上杓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13		
						全移動量 $l$ ※4	$l \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$	
							$l > 300\text{mm}$	$\pm l / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ		$\pm 3$
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
								$H > 300\text{mm}$	( $H/200+3$ ) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3		JIS B 0403-1995 CT14
							鑄放し肉厚寸法 ※2		JIS B 0403-1995 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級

II-2-114(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。		
※1 ガス切断寸法を準用する。		
※2 片面のみの削り加工の場合も含む。		
※3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
※4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。		
※5 組立て後に測定。		

II-2-114(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ + 5				
							$500 < w, L, D \leq 1500$ mm	0 ~ + 1 %				
							$1500 < w, L, D$	0 ~ + 15				
						厚 さ t	$t \leq 20$ mm	± 0.5				
							$20 < t \leq 160$	± 2.5 %				
							$160 < t$	± 4				
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000$ mm	1				
							$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$				

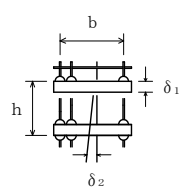
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差</p> <p>詳細は道路橋支承便覧参照</p>		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	12		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$
							鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$
							高さ $h$ (mm)	$\pm 5$
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	13		仮設材製作工	部 材	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	

II-2-116(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		
図面の寸法表示箇所での測定。		

II-2-116(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4 鋼 橋 架 設 工	4 5 6 7 8 9		クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トワーークレーン架設工	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)
						※主桁、主構の中心間距離 B (m) ※主げたの橋端における出入差 δ (mm) ※主げた、主構の鉛直度 δ (mm) ※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	1 - 3 - 3 - 14 - 2 桁製作 工の規格値による。
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4	10		現場継手工	現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	± 5
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 橋 梁 現 場 塗 装 工	3		現場塗装工	塗 膜 厚 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	

II-2-117(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数を測定。		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。		
※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。		
主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。	(例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)	
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m <sup>2</sup> に満たない場合は 10m <sup>2</sup> ごとに 1 点とする。		

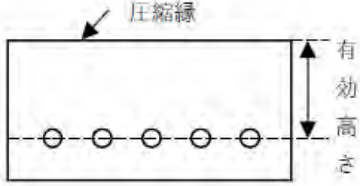
II-2-117(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	6 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	
						厚 さ t	+20~-10	
						幅 w	+30~0	
						鉄筋の有効高さ	±10	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	
						鉄 筋 間 隔	±20	
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10					
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動可能 量注2)	設計移動量 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5× (B-2))	
						水平度	橋 軸 方 向	1 / 100
							橋 軸 直 角 方 向	1 / 100
						同一支承線上の可動 支承の橋軸方向のず れの相対誤差	5	
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2 以上	

II-2-118(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m<sup>2</sup>に 1 箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)</p>		
<p>1 径間当たり 3 断面 (両端及び中央) 測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。</p>		
<p>1 径間当たり 3ヶ所 (両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。</p>		
<p>支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照</p>		

II-2-118(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±(4+0.5× (B-2))	
						水平度	橋 軸 方 向	1/300
							橋軸直角方向	1/300
						同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上	

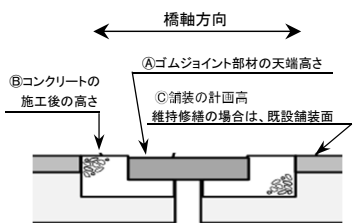
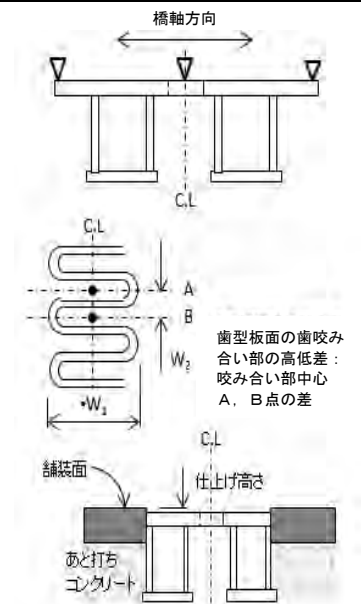
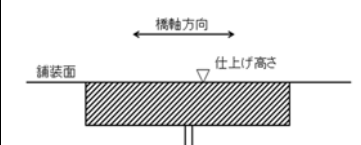
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	
						表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 $w_1$	± 2	
						歯咬み合い部の 横方向間隔 $w_2$	± 5	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3	

II-2-120(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部及び中央部 付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下	 <p>橋軸方向</p> <p>①ゴムジョイント部材の天端高さ ②コンクリートの 施工後の高さ ③舗装の計画高 維持修繕の場合は、既設舗装面</p> <p>据付け高：「①」と「①の設計値」との差分 仕上げ高：後打ちコンがある場合「①」と「②」の 差分、後打ちコンが無い場合「①」と 「③」の差分</p>	
高さについては車道端部、中央部に おいて橋軸方向に各3点計9点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の 計3点。	 <p>橋軸方向</p> <p>C.L.</p> <p>A B <math>w_2</math> <math>w_1</math></p> <p>歯型板面の歯咬み 合い部の高低差： 咬み合い部中心 A、B点の差</p> <p>舗装面 あと打ち コンクリート 仕上げ高さ</p>	
高さについては車道端部及び中央部 付近の3点  表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3 mm以下	 <p>橋軸方向</p> <p>舗装面 仕上げ高さ</p>	

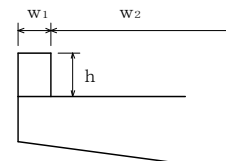
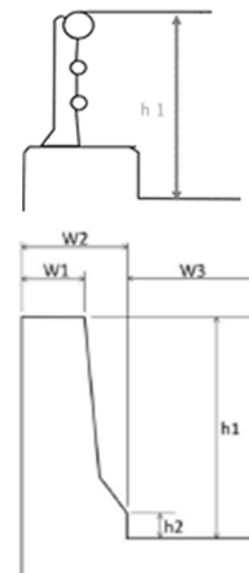
II-2-120(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D 以内
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	+20~-10
						地覆の高さ $h$	+20~-10
						有効幅員 $w_2$	+30~0
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 $w_1$	+10~-5
						幅 $w_2$	+20~-10
						高 さ $h_1$	+30~-20
						高 さ $h_1$	+20~-10
						有効幅員 $w_3$	+30~0

II-2-121(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		

II-2-121(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3		
						高  さ	±4		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	9 橋 梁 舗 装 工	3		橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの 重ね幅	-20～+50		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	10 道 路 付 属 施 設 工	3		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20		
						各 部 の 厚 さ	±20		
						各 部 の 長 さ	±30		
							(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
							厚  さ	—	
							(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
							ア ン カ ー 長	±20	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1ブロックを抽出して測定。		
標準重ね幅 100 mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		
1箇所／1踏掛版		
1箇所／1踏掛版		
1箇所／1踏掛版		
全数		
全数		
全数		

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	11 歩 道 橋 本 体 工	5		橋脚フーチング工 (I型) (T型)		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	11 歩 道 橋 本 体 工	6		歩道橋架設工		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	11 歩 道 橋 本 体 工	7		現場塗装工		

II-2-123(L)

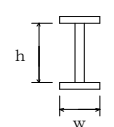
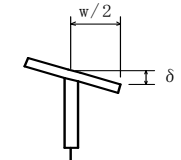
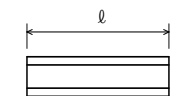
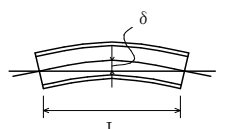

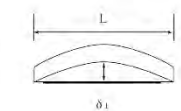
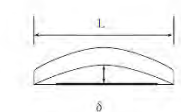
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5-3-6-11-1 橋脚フーチング工 (I型・T型) に準ずる。		
5-4-4 鋼橋架設工 に準ずる。		
5-4-5-3 現場塗装工 に準ずる。		

II-2-123(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	2		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots$ $2.0 < w$	
						部 材	フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
							部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮 組 立 時	主 桁 の そ り $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	2	1	プレテンション桁購入工 (けた橋)	桁長 L (mm)	$\pm L / 1000$	
						断面の外形寸法 (mm)	$\pm 5$	
						橋 桁 の そ り $\delta_1$ (mm)	$\pm 8$	
						横方向の曲がり $\delta_2$ (mm)	$\pm 10$	

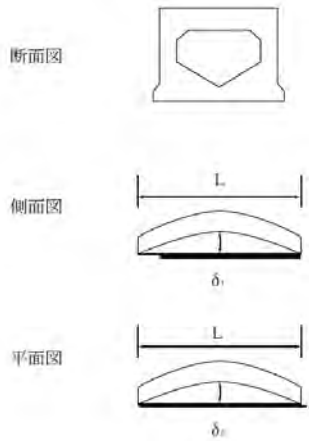
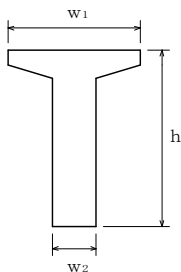
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主桁について10~12m間隔を測定。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。	<p>断面図</p>  <p>側面図</p>  <p>平面図</p> 	

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	2	2	プレテンション桁購入工 (スラブ橋)	桁長 L (mm)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m
						断面の外形寸法 (mm)	± 5
						橋 桁 の そ り δ <sub>1</sub> (mm)	± 8
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub> (mm)	±10
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	3		ポストテンション T (I) 桁製作工	幅 (上) w <sub>1</sub>	+10 - 5
						幅 (下) w <sub>2</sub>	± 5
						高 さ h	+10 - 5
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 主 桁 製 作 工	5		プレキャストブロック 桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ

II-2-125(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に代えることができる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に代えることができる。 ℓ：支間長 (m)		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：支間長 (m)		

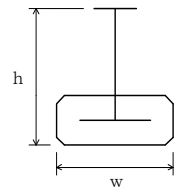
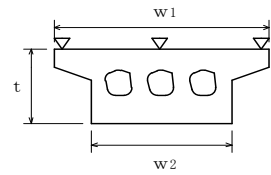
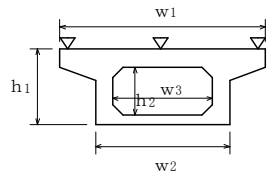
II-2-125(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	6		プレビーム桁製作工	幅 w	±5
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ±(ℓ - 5) かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	7		P C ホロースラブ製作工 R C 場所打ホロースラ ブ製作工 P C 版桁製作工	基 準 高	±20
			8			幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	+30~-5
			9			厚 さ t	+20~-10
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	10		P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工	基 準 高	±20
			11			幅 (上) w <sub>1</sub>	+30~-5
						幅 (下) w <sub>2</sub>	+30~-5
						内 空 幅 w <sub>3</sub>	±5
						高 さ h <sub>1</sub>	+10 -5
						内空高さ h <sub>2</sub>	+10 -5
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内

II-2-126(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長</p>		
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ℓ：桁長 (m)</p> <p>※ 鉄筋の出来形管理基準については、5-4-6-2 床版工 に準ずる。</p>		
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ℓ：桁長 (m)</p> <p>※ 鉄筋の出来形管理基準については、5-4-6-2 床版工 に準ずる。</p>		

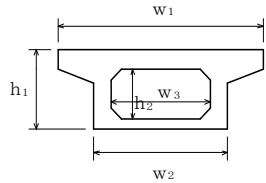
II-2-126(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	4 コ ン ク リ ー ト 主 桁 製 作 工	12		PC押出し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	+30~-5
						幅 (下) $w_2$	+30~-5
						内 空 幅 $w_3$	±5
						高 さ $h_1$	+10 -5
						内空高さ $h_2$	+10 -5
						桁 長 $l$	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm 以内
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	5 コ ン ク リ ー ト 橋 架 設 工	2 3 4 5 6 7		クレーン架設工 架設桁架設工 架設支保 (固定) 工 架設支保 (移動) 工 片持架設工 押し出し架設工	全 長・支 間	—
						桁の中心間距離	—
						そ り	—

II-2-127(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $l$ : 桁長 (m)		
※ 鉄筋の出来形管理基準については、5-4-6-2 床版工 に準ずる。		
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		

II-2-127(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 床 版 ・ 横 組 工	2		床版・横組工	基 準 高 ▽	±20	
						幅 w	+30～0	
						厚 さ t	+20～-10	
						鉄筋の有効高さ	±10	
						鉄筋のかぶり	設計値以上	
						鉄 筋 間 隔	±20	
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10						
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	±5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	
						水平度	橋 軸 方 向	1/100
							橋軸直角方向	1/100
						同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算 値の1/2以上	

II-2-128(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m <sup>2</sup> に 1 箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
1 径間当たり 3 断面 (両端及び中央) 測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
1 径間当たり 3ヶ所 (両端及び中央) 測定。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
支承全数を測定。  支承の平面寸法が 300 mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1 mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		

II-2-128(R)

2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	7 支 承 工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上	
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± 5	
						水平度	橋 軸 方 向	1 / 300
							橋軸直角方向	1 / 300
						同一支承線上の可動支 承の橋軸方向のずれの 相対誤差	5	
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上							
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	
						表 面 の 凹 凸	3	
						仕 上 げ 高 さ	塗装面に対し 0～-2	
5 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高 さ	据 付 け 高 さ	± 3
							車線方向各点 誤差の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3	
						歯型板面の歯咬み 合い部の高低差	2	
						歯咬み合い部の 縦方向間隔 $w_1$	± 2	
						歯咬み合い部の 横方向間隔 $w_2$	± 5	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2	

II-2-129(L)

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>支承全数を測定。</p> <p>上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。</p> <p>支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。</p> <p>注1)先固定の場合は、支承上面で測定する。</p> <p>注2)可動支承の遊間(La、Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量<math>\delta</math>を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。</p> <p>注3)可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。</p> <p>詳細は、道路橋支承便覧参照</p>		
<p>車道端部及び中央部付近の3点を測定。</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。</p> <p>表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>		

II-2-129(R)